

一般社団法人北海道バレーボール協会助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道バレーボール協会が、バレーボールの振興を図るための活動に対する助成金の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることで、交付の適正化を図ることを目的とする。

(助成金)

第2条 助成金は、次の活動等に対し助成することができる。

- (1) 活動支援助成金 本会の加盟団体が行う競技会開催等の活動
- (2) 大会支援助成金 公益財団法人日本バレーボール協会主催の全国大会等における運営経費の収支決算見込みにおいて不足額が生じるもの
- (3) その他理事長が特に認める活動

(申請)

第3条 前条の助成金を受けようとする者は、本会所定の「助成金（活動支援・大会支援）申請書」を理事長に提出するものとする。

(交付決定)

第4条 理事長は、前条の申請があったときは、活動目的及び効果等を勘案のうえ審査し、交付が必要と認められる場合は、運営経費の収支決算において生じた不足額の2分の1以内で、原則として30万円を上限として交付決定することができる。

2 理事長は、交付を決定したときは、本会所定の「助成金交付決定通知書」により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 助成金の交付決定を受けた者は、活動完了日から起算して1か月以内に、本会所定の「助成金実績報告書」に必要書類を添付のうえ、理事長に提出するものとする。

(関係書類の整理)

第6条 申請者は、当該助成活動に関する書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、当該助成活動の完了の日に属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(改廃)

第7条 この要綱の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、本会の登記が行われた日から施行する。

(北海道バレーボール協会助成金交付要綱及び全国大会等助成金交付要綱の廃止)

2 北海道バレーボール協会助成金交付要綱は、廃止する。

3 北海道バレーボール協会全国大会等助成金交付要綱は、廃止する。

制定 令和6年9月14日

活動及び大会計画書

1 概要

活動・大会名	
活動・大会期間	
活動・大会会場	
参加予定人数	参加チーム数 チーム 選手及びチームスタッフ人数 人 役員人数 人 観客人数 人
特記事項	

2 収支予算

収入の部		支出の部	
項目	予算金額	項目	予算金額
助成金	円	会議費	円
自己資金	円	旅費	円
その他	円	宿泊費	円
	円	通信費	円
	円	食糧費	円
	円	使用料・賃借料	円
	円	印刷製本費	円
	円	用具費	円
	円	報償費	円
	円	雑費	円
	円	その他	円
	円		円
合計	円	合計	円

3 収支差額

円

助成金交付決定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、一般社団法人北海道バレーボール協会助成金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり決定したので、同条第2項の規定により通知します。

年 月 日

一般社団法人北海道バレーボール協会
理事長

活動・大会名	
交付決定額	円
交付予定時期	
交付条件	

助成金実績報告書

年 月 日

一般社団法人北海道バレーボール協会理事長 様

申請者 住 所
職氏名

年 月 日付けで交付決定のあった活動が終了したので、一般社団法人北海道バレーボール協会助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成活動名

2 助成金交付決定通知額 円

(添付資料)

- (1) 活動実績書
- (2) その他参考資料

活動実績報告書

1 概要

活動名			
活動期間			
活動会場			
参加人数	参加チーム数		チーム
	選手及びチームスタッフ人数		人
	役員人数		人
	観客人数		人
特記事項			

2 収支決算

収入の部		支出の部	
項目	決算金額	項目	決算金額
助成金	円	会議費	円
自己資金	円	旅費	円
その他	円	宿泊費	円
	円	通信費	円
	円	食糧費	円
	円	使用料・賃借料	円
	円	印刷製本費	円
	円	用具費	円
	円	報償費	円
	円	雑費	円
	円	その他	円
	円		円
合計	円	合計	円

3 収支差額 円